

令和５年度　ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

令和５年２月２２日制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

（目　的）

第１条　この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して行うトラックドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

（資格・要件）

第２条　助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、兵ト協の会員事業者（以下「事業者」という。）であって、自社の県内営業所に勤務するドライバー等を第３条に定める安全教育施設（以下「研修施設」という。）に派遣し、安全教育訓練を受講させた会員事業者とする。

（助成対象研修施設、助成対象研修）

第３条　助成対象となる研修施設、助成対象研修は、次に掲げるとおりとする。

- （１）研修施設とは、全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育施設をいう。
- （２）助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識並びに運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する「特別研修」、「一般研修」とする。

（助成額）

第４条　特別研修及び一般研修並びに交通費にかかる助成額は別に定める実施要領によるものとする。ただし、国等からの助成金が交付されている場合は、全ト協の助成金を交付しない。

（定　員）

第５条　多くの事業者が広く制度を活用するために、申込みは、原則として１事業者につき２名を上限とする。

- ２　この制度による研修受講は、事業者からの申込順とし、助成金枠がなくなり次第申込みを締め切るものとする。

（受講適否の事前確認）

第６条　受講希望事業者は、資格、要件及び人数枠等による可否等について、事前に兵ト協の確認を得なければならない。

（施設の予約と申込み）

第7条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設に希望研修（別表）の予約をした上で、様式1「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を、兵ト協会長に対して、第6条の確認を得てから10日以内に提出しなければならない。なお、期日が過ぎても提出がないときは、受講を取消したものとする。

（受講料の納入）

第8条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

（報告書）

第9条 助成対象事業者は、訓練実施後7日以内に、様式2「ドライバー安全教育訓練実施報告書」（以下「報告書」という。）を兵ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加報告書」及び研修受講料にかかる「領収書」の写し、Gマーク取得事業所においては「安全性優良事業所認定証」の写しを添付しなければならない。

（助成金の支払い請求及び支給）

第10条 兵ト協は、全ト協会長に対して助成金を請求し、兵ト協に対して助成金の交付を受けた後、助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給することとする。

（助成金の返還）

第11条 兵ト協は、助成対象事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることが出来る。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（取下げ）

第12条 助成対象事業者が申込みを取下げるときは、研修受講開始の7日前までに兵ト協会長に対して、様式5「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

（取下げ又は受講中止等の場合の費用負担）

第13条 助成対象事業者若しくはドライバー等が、次の掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業者は、研修受講料の一部又は全額並びに交通費を伴う場合はこれを全額負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 第9条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。
- (4) 研修又は手続等において、本要綱若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

附 則

本要綱は、令和５年４月１日から施行する。

(参 考)

※ 手続の流れ

- 1 兵ト協へ事前確認
- ↓
- 2 教育訓練施設の予約
- ↓
- 3 訓練助成申込書を提出
- ↓
- 4 受講料の納入
- ↓
- 5 安全教育訓練の実施
- ↓
- 6 訓練報告書の提出
- ↓
- 7 助成金の給付